

《 一関文化センター 3・4階 研修室・和室等の申し込みについて 》

【申込受付時間】

休館日を除く毎日 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日も受け付けております。)

【利用可能時間】

午前8時30分～午後10時 (※1時間単位での貸出)

利用時間には、準備および後片付けの時間も含まれます。利用時間前の荷物の搬入は固くお断りいたします。

【鍵の受け渡し】

午後8時30分～午後5時15分・・・一関文化センター事務室

午後5時15分以降・・・・・・・・・・警備室(利用後は終了報告書をご提出ください。)

【予約受付期間】

一般貸出は、6ヶ月毎に予約を受付しています。

3月1日から受付ー4月～9月分、9月1日から受付ー10月～翌年3月分

【利用料金】

利用料は前納となります。お支払い後に利用許可となります。

	利用区分	単位	利用料金の限度額	
			基本利用料金	冷暖房料
3階	ミュージックルーム	1時間	400	100
	研修室2		200	50
	研修室3		200	50
4階	和室1		200	50
	和室2		200	50
	和室3		200	50
	会議室		200	50

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 2 室を二分して利用するときの利用料金の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。(文化センターは該当しない。)
- 3 営利を目的とする場合の基本利用料金は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 4 電気器具等を持込使用する場合は、それぞれ実費を基準として規則で定める額を別に徴収する。
- 5 利用料金を算出して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

電気機器持込料

電気器具等を持込利用する場合の電気の利用料金(利用1件に対して)	消費電力量1kwまで	50円
	〃1kwを超える場合	50円+3kwごとに50円を加算

【利用方法】

①空日確認・仮予約

- ご希望の利用施設の空き状況を電話か窓口来館にてご確認の上、利用申込をして下さい。
利用時間は、準備と片付を含めた時間です。
- 利用申込をした時点で仮予約となります。
- 仮予約後、利用を取消す場合は、キャンセル料が必要となります。
- 仮予約前に日程確認等が必要な場合は、7日間の仮押さえが可能です。7日間を経過した仮押さえは、登録を削除します。
- 利用希望日まで2週間を切っている場合は、仮押さえ出来ません。2週間を切った予約はすべて仮予約として受付します。(利用を取消す場合は、キャンセル料のお支払いが必要です)
- 初めて文化センターを利用する場合のみ、研修室等仮予約申込書の記入、提出が必要です。

②支払い・予約確定

- 支払い期限内に施設利用料をお支払いください。支払期限は、下記の表のとおりです。
支払いが完了すると予約確定となり、利用許可書をお渡しします。
- 付属設備の利用がある場合は、当日精算となります。利用する備品が確定している場合は、施設利用料と同時のお支払いでも構いません。

利用料金の支払期限		
利 用 者	<ul style="list-style-type: none">・一関市内に住所を有する文化活動団体および個人・一関市内に住所を有する法人で文化会議所が認めるもの (市共催または後援を予定の法人、例年利用の法人)・一関市内の学校教育機関	左欄以外の利用者
期 限	利用月起算で1ヶ月前まで (1ヶ月以内の申込は14日以内)	仮予約後14日以内

③利用当日

- 利用前は、事務室にて許可書の確認を行いますので、利用許可書をご持参下さい。
- 鍵と利用報告書の受け渡しを行います。お客様自身で開錠施錠および冷暖房器具の開閉を行っていただきます。
- 利用時間は厳守して下さい。
- 利用終了後は、報告書の記入と付属設備の利用があった場合は追加精算をお願い致します。

【利用日等の変更・キャンセルについて】

利用日等の変更、またはキャンセルには手続きが必要ですので、すみやかにお申し出下さい。なお、変更とは、以下の説明に該当する場合のみの取扱いとなり、該当しない場合は、すべてキャンセル扱いとなります。

◇利用の変更◇

利用の変更とは、『利用日、利用時間帯（利用する時間数量は変更できません）、利用する部屋の変更』を指し、以下の表に定める申請期限内および変更可能日に行われるものをいいます。

	変更申請期限	変更可能日	
営利用	当初申込した利用日の 1ヶ月前まで (1回限り可能)	当初申込した利用日の 2ヶ月前の同じ日まで (受付期間内に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の場合、利用日の2ヶ月前を超えた変更はキャンセル扱いとなります。 ・変更後、利用料金に差額が生じた場合の不足分はすみやかにお支払いください。利用時間短縮等により生じた差額は、取消申請時期におけるキャンセル料としてお支払いが必要です。
社会教育関係団体等の非営利用	当初申込した利用日の 7日前まで (1回限り可能)	予約受付期間内	

これに該当しない申請（変更申請期限、変更可能日内に行われない申請、利用する時間数量が変わる申請、変更後の利用日が確定していない申請）は、すべてキャンセル扱いとなります。

【利用日の変更とは…】

- ・施設と利用時間帯は変更せず、利用日のみ変更することを指します。
- ・利用期間（日数）の短縮は含まれません。期間を短縮する場合は、短縮された日数分がキャンセル扱いとなりますので、取消申請時期におけるキャンセル料のお支払いが必要です。

【時間帯の変更とは…】

- ・利用時間数量は変更せず、変更可能日のなかで時間帯を移動することを指します。
- ・利用時間数量を変える必要が生じた場合は、短縮された時間数量分はキャンセル料として、また増えた時間数量分は追加利用料としてお支払いが必要です。

時間帯の変更（例）

- (例1) 4/1 10:00~12:00 (2h) → 13:00~15:00 (2h) 変更可能
- (例2) 4/1 10:00~12:00 (2h) → 4/2 13:00~15:00 (2h) 変更可能
- (例3) 4/1 10:00~12:00 (2h) → 4/1 13:00~14:00 (1h) 変更不可

※(例3)のように1時間短縮する場合は、取消を希望する時間は、キャンセル扱いです。該当するキャンセル料のお支払いが必要です。

◇利用のキャンセル◇

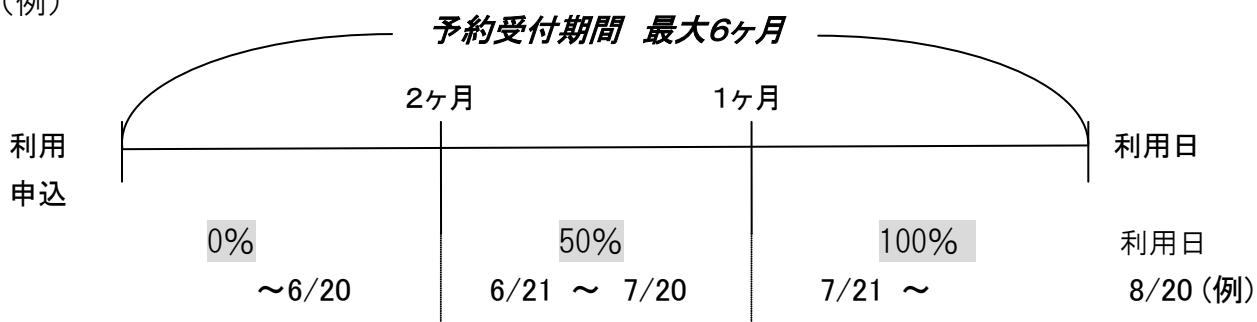
□仮予約中に利用を取消す場合は、キャンセル料（付属設備利用料を除く）が発生します。
□利用料納付後に、利用を取消す場合は、納付した利用料金からキャンセル料を差し引いた金額を還付致します。

□キャンセル料は、指定された日までにすみやかにお支払い下さい。

□仮予約の状態でご利用なさらなかった場合も、キャンセル料のお支払いが必要です。

利用取消の取扱	
申請後から利用日の2ヶ月前まで	0%
利用日の2ヶ月前の翌日から1ヶ月前まで	50%
利用日の1ヶ月前の翌日から当日	100%

(例)



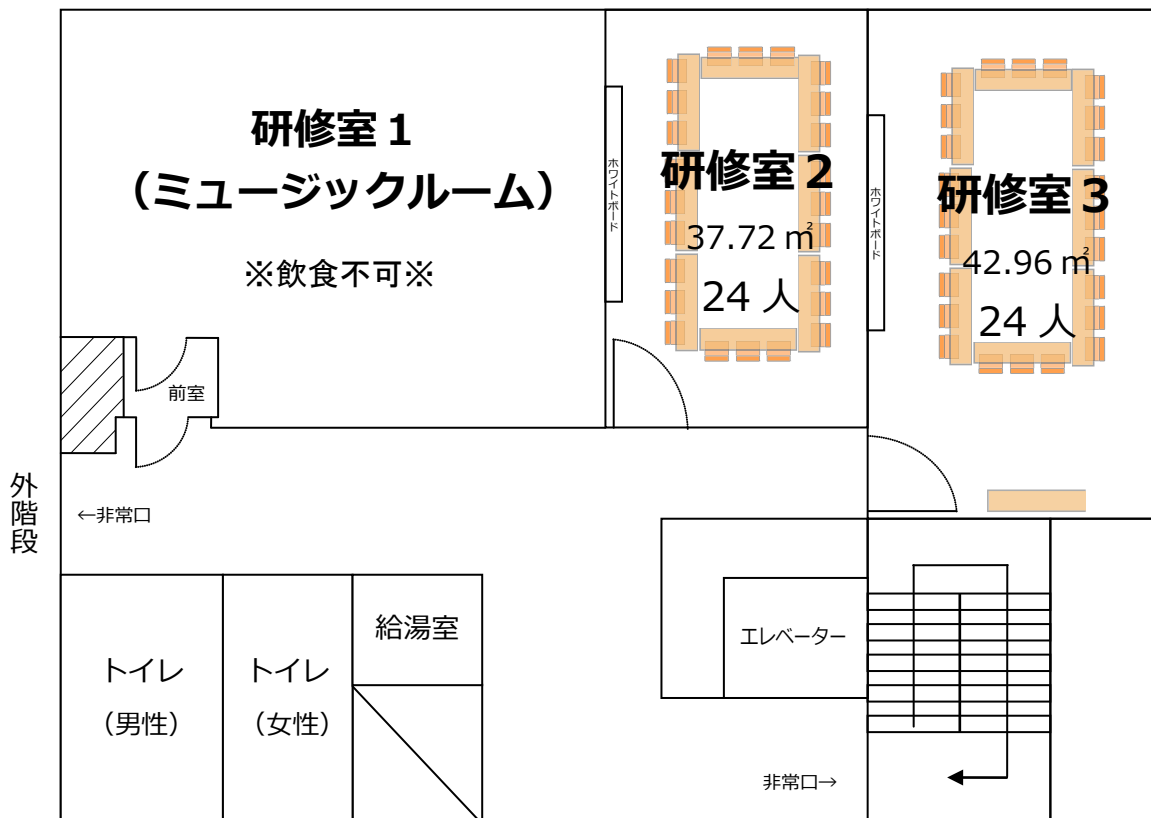
【問い合わせ先】

一関文化センター 〒021-0884 岩手県一関市大手町 2-16

TEL 0191-21-2121 / FAX 0191-21-5436 / Mail bunka@ichi-bun.com

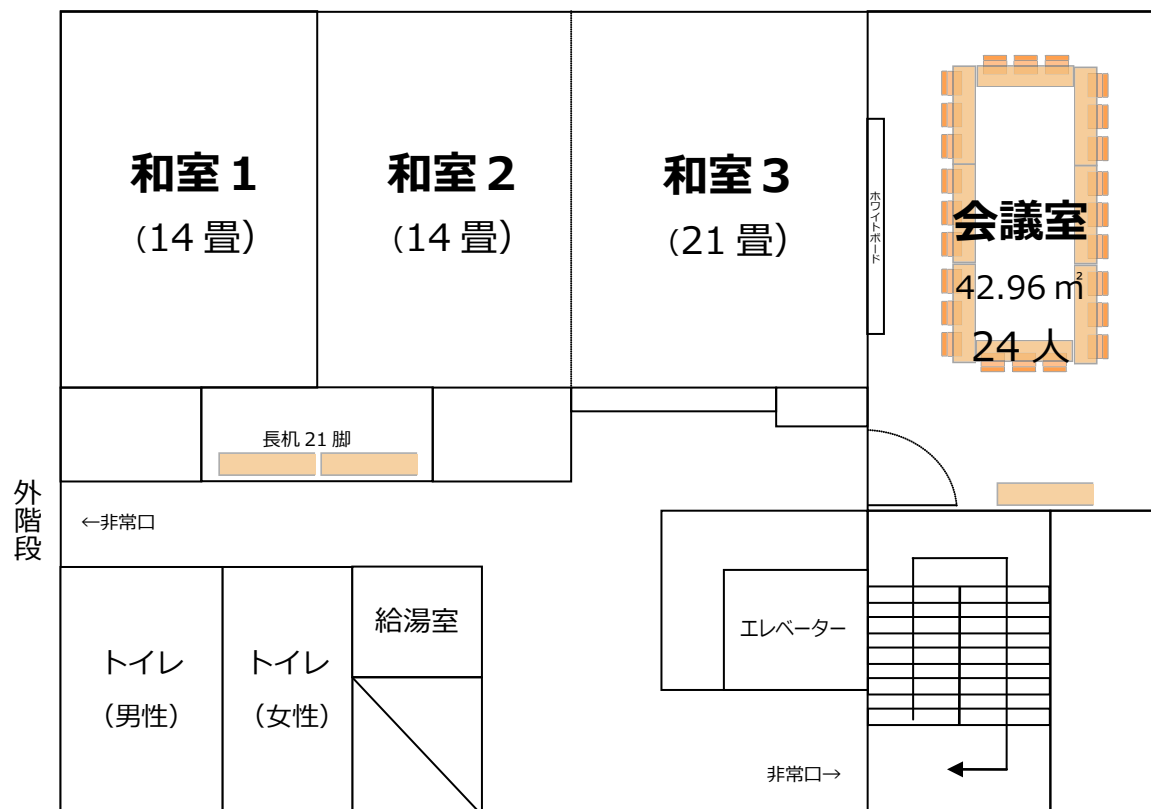
一関文化センター平面図（3・4階）

3階



研修室 2…机 8 脚、イス 2 4 脚 / 研修室 3…机 9 脚、イス 2 4 脚

4階



和室 1…炉壇 / 和室 2・3…机 2 1 脚、姿見 (1 台)、炉壇 (和室 2 のみ) / 会議室…机 9 脚、イス 2 4 脚